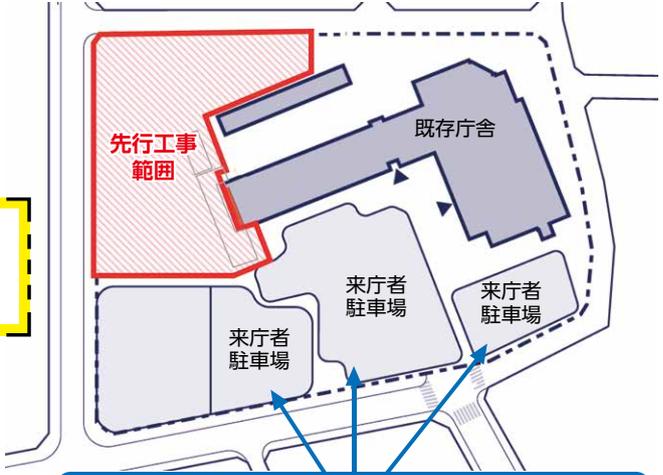


# 役場新庁舎建設に係る先行工事が始まります

問 DX推進・新庁舎整備室 2696

令和10年1月開庁に向けて、3月から先行工事（既存車庫等の解体など）を行います。工事期間中は、騒音や振動など、近隣にお住まいの方・ご来庁の皆さまにはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。



来庁者駐車場は、今までどおり使用できます

**工事期間** **3月~11月末** (予定)

**内** 既存車庫等の解体など  
**場** 右図の赤枠内  
 ※工事区画には、仮囲いを設置します。  
 ※進捗状況により、期間は多少前後する場合があります。

### ■新庁舎整備事業スケジュール

令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
基本設計 R6年9月~R7年3月	先行工事 R7年3月~11月 実施設計 R7年4月~10月	新庁舎・別棟建設工事 R8年1月~R9年8月	引越	R10年1月 開庁予定月 既存棟解体 外構工事 R10年8月末 事業完了予定

## 広報いな



募集号▶令和7年5月号~令和8年4月号（毎月1日発行）  
 必要書類▶広報いな有料広告掲載申込書、広告の電子データ  
 ④ 2月17日(月)までに、窓口または✉kouhou@town.saitama-ina.lg.jpへ



名称	規格	印刷色	掲載料(1号分)
1 ページ全面	縦257ミリメートル×横180ミリメートル	カラー	140,000円
2 ページ全面	縦257ミリメートル×横180ミリメートル	白黒	100,000円
3 ページの2分の1	縦128.5ミリメートル×横180ミリメートル	カラー	80,000円
4 ページの2分の1	縦128.5ミリメートル×横180ミリメートル	白黒	50,000円
5 下2段	縦90ミリメートル×横180ミリメートル	白黒	40,000円
6 下2段の2分の1	縦90ミリメートル×横90ミリメートル	白黒	20,000円
7 下1段	縦45ミリメートル×横180ミリメートル	白黒	20,000円
8 下1段の2分の1	縦45ミリメートル×横90ミリメートル	白黒	10,000円

# 有料 広告 募集 中

## 町ホームページ



掲載位置	町ホームページのトップページ下部
規格	GIF形式、縦60ピクセル×横300ピクセル、4キロバイト以下
掲載料	1 枠10,000円/月（掲載料割引制度あり）
掲載期間	1 か月単位（最長12か月分まで）

必要書類▶伊奈町ホームページバナー広告掲載申込書、広告の電子データ  
 ④ 掲載を希望する月の前月の5日までに、窓口または✉kouhou@town.saitama-ina.lg.jpへ

企業や学校、お店や商品のご紹介やイメージアップ、人材募集などの効果が期待できる広告媒体として、ぜひご検討ください。  
 詳しくは、町ホームページをご覧ください。  
 問 秘書広報課 2213

# 選挙管理委員会

令和6年12月議会で、齋藤和郎氏、木村勝彦氏、大島精一氏、岡利彦氏の4名の選挙管理委員会委員と樋口町子氏、川田茂氏、間々田秀幸氏、齋藤幹雄氏の4名の補充員が選出されました。また、1月6日に開かれた選挙管理委員会において、委員長に齋藤和郎氏が選出され、同職務代理者には木村勝彦氏が指名されました。

なお、前委員西川慶一氏、津布子二郎氏および鈴木宗治氏は、任期満了で退任されました。

委員長



齋藤和郎氏 (再任)

委員



大島精一氏 (新任)

職務代理者



木村勝彦氏 (新任)

委員



岡利彦氏 (新任)

## 住宅ローン控除

# 住宅借入金等特別税額控除

☎ 税務課 2152



所得税から控除しきれない住宅ローン控除額がある場合、翌年度の住民税から控除されます。

☑ 平成21年～令和7年12月31日の間に入居し、前年の所得税から住宅ローン控除を引ききれない方（年末調整・確定申告の内容で適用されます。）

### ○年末調整で住宅ローン控除を受ける方

勤務先から役場に提出される給与支払報告書に「住宅借入金等特別控除可能額」、「住宅借入金等特別控除の額」、「居住開始年月日」などが記載されている必要があります。源泉徴収票を確認し、記載がない場合は勤務先の経理担当者などにご確認ください。

### ○確定申告をされる方（所得税の住宅ローン控除を受ける最初の年分の場合）

（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書など必要書類を添付して税務署で確定申告してください。また、2年目以降の適用を確定申告で行う場合は、確定申告書第2表「特例適用条文等」欄に居住開始年月日などの記載をしてください。

### 住民税からの控除額▼

次の①または②のいずれか小さい額

(1)平成21年1月1日～令和7年12月31日に入居した方

①前年分の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額

②前年分の所得税の課税総所得金額等の5%（最高97,500円）

※令和4年1月～12月に入居した方で、新型コロナウイルス感染症などの影響により、一定の要件を満たすときは(2)と同様となる場合があります。

(2)平成26年4月1日～令和3年12月31日に入居した方

①前年分の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額

②前年分の所得税の課税総所得金額等の7%（最高136,500円）

※住宅取得等の対価の額または費用の額に含まれる消費税率が8%または10%の場合。

## 償却資産の申告はお済みですか

☎ 税務課 2154

法人、個人事業主（アパート経営・農業経営も対象）の方が、事業のために使用している機械・器具・備品・減価償却資産として計上している資産（家屋・自家用車等を除く）などの償却資産は、1月31日(金)までに申告が必要です。まだお済みでない方は、至急申告をお願いします。

申告書の記入方法や、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。